

# がん検診のお知らせ

## 【がん検診】

がん検診の申し込みをしていない人は、健康課までお問い合わせください。無料クーポン券が届いた人は、この機会にぜひがん検診を受けましょう。

### 《子宮頸がん検診・乳がん検診》

集団検診または指定医療機関検診のどちらかで受けられます。

#### ○集団検診○

集団検診を下記の日程で行います。受診する時には、7月に届いた白い封筒を必ずご持参ください。詳しくは同封の「ご案内」をご覧ください。午後からは集団検診会場に託児所を用意しています。高瀬町は9月下旬、詫間町は10月の予定です。



場 所	月 日	受 付 時 間		託児時間
		子宮頸がん	乳 が ん	
山本町保健センター	8月16日(休)・17日(金)	13:30~15:00 (14:00 検診開始)	個人通知で お知らせ します	13:30~ 15:30 (8/26は ありません)
豊中町保健センター	8月23日(休)・24日(金)・26日(日)			
財田町公民館	8月28日(火)			
仁尾町体育センター	8月30日(休)・31日(金)			
三野町保健センター	9月3日(月)・4日(火)・5日(水)			

\*8月26日は日曜日ですが検診を行います。高瀬町・詫間町でも日曜日の検診を予定しています。

#### ○指定医療機関検診○

市内および観音寺市の指定医療機関で12月末まで受診できます。受診の際には市が発行する医療機関用の受診票が必要です。

### 《胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診》

集団検診の申し込みをしている人には、9月に案内が届きます。大腸がん・前立腺がん検診は10月末まで指定医療機関で受診できます。

#### 【健康診査】

集団検診での特定健康診査・健康診査を受診していない人は、市内および観音寺市の指定医療機関で10月31日(水)まで受診できます。同封の「ご案内」をご覧ください。受付時間は医療機関にお問い合わせください。なお、受診前には問診票を記入してご持参ください。



▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

## 8月健診結果相談会

6月に受けた健康診査の結果はご覧になりましたか？

健診は受けただけで安心してはいけません。結果を見て自分の身体を見直す機会を持つことが大切です。生活習慣を改善するために自分のできる事を一緒に探してみましょう。

ぜひこの機会に会場へお越しください。

	時 間	場 所
9日(木)	9:30~11:00 (後期高齢者健診対象者)	財田町国保高齢者保健福祉支援センター
22日(水)	13:30~15:00 (特定健診対象者)	高瀬町農村環境改善センター
	時 間	場 所
20日(月)	13:30~15:00 (特定健診対象者)	山本町保健センター

※その他の地区は9月にあります。

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014



## 人権擁護委員に委嘱されました

7月1日付けで、次の皆さんが人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。(敬称略)

- 新任 木下 政晴 (財田町)
- 新任 秋山 勝美 (豊中町)
- 新任 馬淵 澄子 (豊中町)
- 再任 重信 厚 (財田町)
- 再任 和田 光博 (山本町)
- 再任 大野 邦子 (山本町)



▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

## 同和問題啓発強調月間

### 三豊市人権・

### 同和問題講演会



日時 8月23日(木) 午後2時~3時30分  
場所 マリンウェーブ  
講師 渡辺 真由子 先生  
(メディアジャーナリスト、  
慶応大学元講師、  
テレビ局元報道記者)

### テーマ 「深刻化するネットいじめ

その現状と大人の役割」  
〜青少年の健全育成と人権〜

※手話通訳・要約筆記有り

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

## じんけん探訪24

### 暮らしのなかの同和問題

#### 不動産取引と人権問題

結婚や就職での差別が社会問題となり、行政も市民もその問題解決に向け取り組んできたところ

です。大阪で「土地差別調査事件」が発覚し、不動産取引を巡る差別的取り扱いが問題になっています。8月の同和問題啓発強調月間にあたり、不動産取引に関する人権問題を取り上げますので、同和問題についての正しい理解と認識を深めて欲しいと思います。

#### 土地調査差別事件とは

不動産取引では物件の立地条件によって販売価格などが変化し、収益が大きく影響されます。そのため、各事業者は事前に立地条件や市場調査などを行います。

大阪の事件とは、調査会社が差別的表現を用いて同和地区の存在を調査報告書に記載した事件です。

この事件は2010年5月、衆議院国土交通委員会でも取り上げられました。

#### 「忌避意識」は差別を助長

長年の取り組みにより、公然とした部落差別事象は影をひそめるようになってきました。しかし、差別落書きやインターネット上の差別書き込みなど、同和関係者を「誹謗」「中傷」する行為は後を絶ちません。さらに同和地区かどうかの問い合わせなど部落差別を助長する行為、あるいは同和地区を「忌避」する意識も根強く残っています。

この忌避意識が土地差別調査事件の背景となっています。

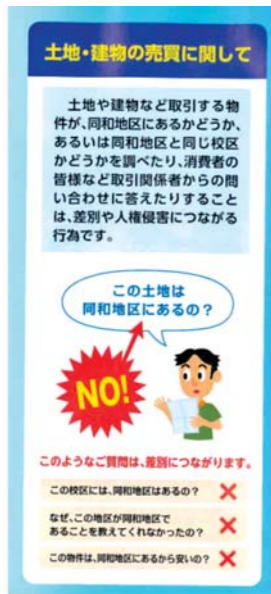
不動産取引などにおいても、「みんなやっているから」というのではなく慣習や常識とされているものの中に差別を助長するものはないか、一人ひとりがもう一度考え直してください。

#### 入居差別をなくそう

入居を拒否されたという訴えが同和関係者だけでなく障がい者や高齢者、外国人などからも聞かれます。家主にとっては支払い能力や火災などの心配があるでしょうが、入居可否を判断する際には予断や偏見でなく、合理的な判断が大切です。正当な理由なく断れば居住権の侵害(差別)と見られます。香川県宅地建物取引業協会は「なくそう土地差別・入居差別 広げよう人権尊重の輪」高年齢者、外国人、障がい者、母子家庭等を理由に入居申し込みを拒むことはありません」と呼びかけています。

#### 参考

1 日本国憲法(第二十二条)  
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転および職業選択の自由を有する。



写真は香川県宅地建物取引業協会啓発リーフレット

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008